

## 三木町告示第 223 号

三木町ご長寿健康増進ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 11 日

三木町長 伊 藤 良 春

## 三木町要綱第 78 号

三木町ご長寿健康増進ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

三木町ご長寿健康増進ポイント事業実施要綱（令和 3 年三木町要綱第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「所持ポイント」を「取得ポイント」に改める。

第 7 条第 1 項中「ポイントを付与する」を「付与する」に改める。

第 8 条第 1 項中「現在に所持する」を「現在で取得している」に改める。

第 8 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

## 附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。